

飲食・物販店等再開支援事業運営業務仕様書

1 業務名

飲食・物販店等再開支援事業運営業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の長期化で影響を受ける市内飲食店などを支援するために進めているコロナフリーキャンペーンの取組を加速させ、地元消費をさらに喚起するため、さきめしいこまのプラットフォーム上で前売りチケットの発行・販売を行う。

3 委託期間

契約締結日より、令和3年3月31日(水)まで

4 発行するチケットの概要

①概要

名称	さきめしいこまプレミアムチケット
発行総額	15,000,000円(上限に達し次第終了)
プレミアム率	30%
販売単位	1,300円分を1,000円、 2,600円分を2,000円、 3,900円分を3,000円、 6,500円分を5,000円、 13,000円分を10,000円で販売 ・利用店舗ごとに上限を設けるものとする ・「さきめし」運営会社の実施する利用者手数料(10%)無料キャンペーンの対象とならない場合は、発行総額の中で、同手数料も支出するものとする。
販売期間	令和2年8月7日～令和3年2月28日(予定)
利用期間	令和2年8月7日～令和3年2月28日(予定)
販売方法	さきめしいこまを利用して販売すること
利用店舗	市内の小売店・飲食店等

②利用対象にならないもの

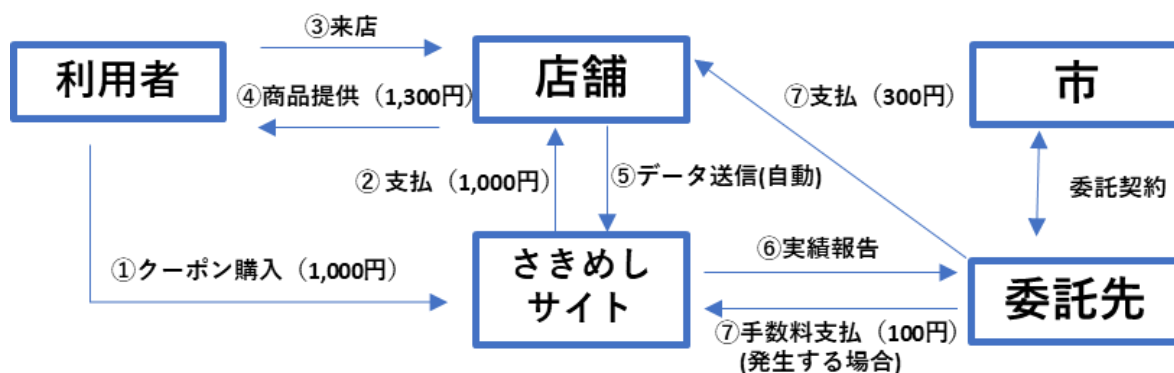
- ア 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- イ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ウ たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- エ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
- カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条

- に規定する営業に係る支払い
- ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

③留意事項

- ア 参加店舗において、利用期間内に限り利用可能
- イ 購入後の返品はできない
- ウ 現金とは引き換えない
- エ 釣り銭は支払わない
- オ 盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（生駒市）は責を負わない
- カ 参加店舗において、本券の利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識するよう明示する義務を負う

5 業務フロー（支払価格 1,000 円、プレミアム価格 300 円で想定）



- ①利用者がさきめしサイト上で1,300円のクーポンを1,000円で購入
- ②さきめしサイト運営会社から店舗へ1,000円を支払い
- ③利用者が店舗へ来店し、1,300円分のクーポンを利用
- ④店舗が利用者へ1,300円分のサービスを提供
- ⑤300円分の利用があったことが店舗からさきめしサイトへ自動的にデータ送信
- ⑥さきめしサイト運営会社から委託先へ300円の利用実績を報告
- ⑦委託先から300円分を店舗の登録口座へ振り込み
手数料が発生する利用であった場合は、手数料100円をさきめしサイト運営会社へ支払い

6 業務内容

(1) 広報業務

ポスター、ステッカー、チラシ、Web チラシ等の広報物を作成し、本事業の周知に努めること

原稿	内容に合致したデザイン案を市へ提出 ※詳細は契約締結後、市と協議の上決定する
校正	文字校正、色校正を必要回
その他	種類、部数、時期、配置場所などについては、効果的で有効な手段となりえるよう検討された企画提案に基づいたものとする

(2) 販売業務

① 基本方針

- ア 参加店舗の集積状況や利用者の利便性を考慮して販売方法を工夫すること
- イ 販売方法の確保にかかる経費については受託者の負担とすること
- ウ 販売における個人情報保護の取扱いを適正に行うこと
- エ チケットの販売に伴う売上金は事業者への支払いを行うまで適切に管理すること
- オ チケットの販売額の確認のため、チケットの販売数については、的確に管理すること

② 業務内容

- ア チケット販売業務の運営、連絡調整等

(3) 参加店舗対応業務

① 基本方針

- ア 利用者の視点から参加店舗をできる限り増やすこと
- イ 参加店舗の最終決定は市と協議すること
- ウ 参加店舗の申込み時には、不正使用をしない旨の誓約を義務付けること
- エ 参加店舗の指導に当たっては、運営マニュアルやQ&Aを作成するなど、事業内容や運営方法を適切に説明し本事業を十分理解してもらうこと
- オ 参加登録の手続きが困難な事業者には、代行での登録を行うこと
- カ 参加店舗からの問合せに対して誠実に応対すること

② 業務内容

- ア 参加店舗の募集、申請受付、審査、参加店舗一覧（Web上）の作成
- イ 参加店舗に対する事業趣旨及び留意事項、運営方法等の周知
- ウ 参加店舗の登録から換金完了までにおける質疑応答のための窓口設置

③ 参加店舗の資格

中小企業者または小規模企業者で、生駒市内で営業している飲食店、小売業、理美容業などの事業者で、以下に該当する者を除く。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ウ 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- オ 「利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

(4) 利用者対応業務

① 基本方針

- ア 参加店舗の対応窓口とは別に利用者からの問い合わせ対応窓口を配置すること
- イ コールセンターに専用回線を設置し、適切な回線数を確保し、人員を配置すること
- ウ 利用者等からの問い合わせに対して誠実に応対すること
- エ 個人情報に関する問い合わせについては慎重に対応すること

② 業務内容

- ア コールセンター運営
- イ 利用方法等についての質疑応答

(5) 参加店舗への支払業務

① 基本方針

- ア 支払業務を完了するまで売上金等の状況を適切に管理すること
- イ 参加店舗からの支払請求に対して、円滑に支払手続きを行うこと
- ウ 支払期間は市と受託者と協議の上で決定し、期間内に利用されなかったチケット分は支払しないこと
- エ (5)①ウにより、プレミアム分に残額が生じた場合はその相当額を市に返納すること
- オ 支払時においてチケットとデータとで金額相違の場合、原因究明を行い、責任を持って対応すること

② 業務内容

- ア 業務に伴い発生する費用の適切な支出
- イ 計画的な支払手続き

(6) その他全般にかかる業務

① 基本方針

- ア 事務局を開設し、運営業務を統括すること
- イ 市との窓口は事務局とすること
- ウ 適正かつ確実な業務遂行体制を作ること
- エ 各業務の費用配分は適切に行うこと

② 業務内容

- ア 全体スケジュールの進捗を管理し、適切に事業を進捗すること
- イ 業務に必要な準備を行うこと

7 代替提案について

本仕様書の業務を予定価格の範囲内で4①の発行総額及びプレミアム率の条件を満たすより効果的な提案がある場合は、5の業務フロー並びに6の業務内容についての代替案を提案できるものとする。

8 打合せについて

必要に応じて実施する。

9 提出する成果物と提出期限

納入物	納入日	納入部数
事業報告書	令和3年3月26日(金)	3部
事業報告書(電子データ)	令和3年3月26日(金)	1部

10 再委託について

受託者は、再委託をする場合は、再委託調書を提出し、市と協議をすること。

11 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

12 その他留意事項

- (1) 受託者は、効率的な業務運営とともに、できる限り生駒市内の事業者から必要資機材等の調達をおこなうよう努めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務により知りえた情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は保護の解除された後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、市と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (5) 本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業であり、受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了、中止、又は廃止した日の属する年度の終了後5年間これを適切に保存しなければならない。